

消費税軽減税率制度対応申告前チェック！



Q.

工務店なので売上げは全て標準税率だから、区分経理は関係ないよね？

A.

軽減税率対象となる商品の販売がなくても、仕入れ（経費）に軽減税率対象の取引がある場合は、税率ごとに区分して記帳（「区分経理」）する必要があります。

Q.

野菜しか販売していないので売上げが8%のままだから、全て軽減税率で申告すればいいんだよね？

A.

軽減税率対象となる商品の販売がなくても、令和元年9月までの旧税率8%と軽減税率8%は、税率ごとに区分して記帳し、これに基づいて税額を計算して申告しましょう。

※ 旧税率8%と軽減税率8%では、国・地方の税率の割合が異なります。

詳しくは「[飲食料品の取扱い\(販売\)がない事業者の方についても、消費税の軽減税率制度実施後は「区分経理」が必要となります](#)」及び「[旧税率が適用される取引がある場合](#)」をご覧ください。



Q.

取引先から請求書を受け取ったけど、誤った税率に基づいた税込対価が記載されている。仕入税額控除の計算は、どうしたらいいのかな？

A.

取引事実に基づき適正な税率により記帳し、これに基づいて税額を計算して申告する必要があります。

※ 仕入税額控除の適用を受けるためには適正な区分記載請求書の保存が必要となりますので、基本的には、取引先に請求書の「再交付」を依頼することとなります。

詳しくは「[誤った税率に基づいて税込対価を計算したレシートを受領した場合](#)」及び「[\(参考\)区分記載請求書の再交付が受けられない場合](#)」をご覧ください。

消費税確定申告書を作成するためには、区分経理された帳簿を基に課税期間内の取引を「課税取引金額計算表」等の様式を用いて整理しておくとう便利です。



課税取引金額計算表は、所得の種類に応じたものがあります。

- ・「[課税取引金額計算表\(事業所得用\)](#)」
- ・「[課税取引金額計算表\(不動産所得用\)](#)」
- ・「[課税取引金額計算表\(農業所得用\)](#)」